

Intellectual Property and Crisis Management : A Lesson Given by the Problemof the Tokyo 2020 Olympics' Logo (2)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/46863

東京オリンピックエンブレム問題に学ぶ 知的財産と危機管理(2)

Intellectual Property and Crisis Management – A Lesson Given by the Problem of the Tokyo 2020 Olympics' Logo (2) –

大友信秀

(5) 新エンブレム選考に向けた準備会¹

2015年9月18日、新エンブレム選考に向けた準備会である「東京2020エンブレム選考に向けた準備会」が開催された。準備会座長は、宮田亮平東京芸術大学学長であり、このほかのメンバーは、杉山愛氏（元プロテニス選手）、但木敬一弁護士（元検事総長）、夏野剛慶應義塾大学特別招聘教授、マリ・クリスティーヌ氏、山本浩法政大学教授であった。

準備会後に記者会見が開かれ、準備会の内容が説明された。宮田座長から、事務局から前回エンブレムの選定の経緯及び反省点（①応募要項について「幅広い方々の参加できる仕組みにすべきだった」、②審査員の選任について「多様な意見を反映できる人選にすべきであった」、③審査過程について「秘密性を重視しすぎたために、説明や情報発信などの透明性が不足していた」）について報告があったと述べられた。

その後の質疑応答において、準備会として佐野氏（旧エンブレム制作者）や永井氏（旧エンブレム選考委員代表）に対して聞き取りをする必要があるが、どう対応するのか、とのNHK記者からの質問に対して、宮田座長は、「デザイナーの方、あるいは前回の審査員の方に関しては、今回は、あまり参考にし

1 準備会後の記者会見の内容については、

<http://bunbuntokuhoh.hateblo.jp/entry/2015/09/19/141654> 参照（2016年11月20日閲覧）。

ないで、新しく考えようというのが、きょうのお話でございました。その後また変更になるかもしれません、今までの間では、きょうの段階では、佐野さんをお呼びするとか、審査員の永井先生ですか、をお呼びするとかというふうなことは考えておりません。よろしゅうございますでしょうか。」との返答がなされた。その後、なぜ佐野氏や永井氏に聞き取りをしないのか理由を教えてほしいとする朝日新聞記者からの質問に対して、組織委員会 A 氏（氏名・役職不詳）が理由とは関係のない返答をしたため、座長に対して再度朝日新聞記者が返答を促し、これに対して、宮田座長は「その議論は、ほんの少しの間ですが、あ、ごめんなさい、少しですが、さしていただきましたが、基本的に、まったく新しい観点で多くの方に賛同をいただく、国民のすべての方に賛同をいただくということの観点からいった時に、あえてお呼びする必要はない、もう、ただその一点にしかないんじゃないでしょうかね。また、お呼びしましても、もうその反省点の中にあることでございますので、それほど意味性を感じませんでした。はい。」と答えた。これに続き、テレビ東京記者より、準備委員会では旧エンブレム選考についての検証をしないということであれば、組織委員会としてはどのように対応するのかとの質問があり、A 氏から、準備委員会からはその点について意見をとつておらず、「この準備会としては、これは準備会のご判断だと思いますので、私が申し上げることではないと思うんですけども、2020 年エンブレム選考に向けた観点から、必要があれば検証していただくことになりますし、この選考の過程では、その応募資格、審査過程ということであれば、その審査会では検証はされないかもしれません。これは審査会のご判断だと思っています。事務局としては、それは我々、その事務総長からも申し上げているとおり、反省すべき点は反省しなくてはいけませんし、その点はきちんと整理できれば、申し上げることになると思います。」と説明された。これを受けて、日本経済新聞記者から宮田座長に対してなされた、第三者として、このような問題について明らかにする必要があると思わないかとの質問に対して、宮田座長は「両方ですね。今後、委員会

が発足して、委員会の先生方からのご意見もお聞きしながら、わたくしの判断を含めて、これは深堀するべきだとか、あるいはここまでにしておきましょうとか、ここまで議論にしましょうとかっていうようなことは、当然したいと思います。またそういうことも、皆様に、透明性があるということをばということは、第一義にしておりますので、お話をさせていただきたいと、かように思っております。」と返答した。朝日新聞記者からの、組織委員会としては検証の場は作らないのか、との質問に対して、A氏は、自分が答えられる範囲を超えてるので答えを差し控えたいと返答した。その後も同様の質問がなされたが、A氏から回答を持ち合はないとの返答があり、記者会見は終了した。

(6) 新エンブレム委員会発足に伴う記者会見²

2015年9月28日、新エンブレム委員会の発足に伴い、旧エンブレムの選考問題に関する記者会見が組織委員会によって行われた。

冒頭で森喜朗組織委員会会長（以下、会長という。）が国民、都民、関係諸団体、スポンサーへの謝罪を述べ、組織委として調査を行い報告書を作成したことを明らかにした。そして、会長が報告内容のうち問題であり重要と受け取ったのは、①「『大会エンブレムとは何か』という議論がないまま専門的なデザイン性の高さを重視する、閉じられたエンブレム選定に入ってしまったこと」と②「大会エンブレム策定作業は、一部の職員によって進められ、十分なチェック機能が働かなかった面」があり、「組織委員会の情報共有、意思決定のあり方について」問題があったことだと述べた。

続いて、佐藤広両組織委員会副事務総長から、組織委の作成した報告書について以下のように説明された。

- ① エンブレムのコンセプトの議論が不足していた。このことが国民の知ら

2 記者会見における報告及び質疑応答については、

<http://bunbuntokuhoh.hateblo.jp/entries/2015/09/30> を参照（2016年11月20日閲覧）。

ないうちに制作されたエンブレムとの印象を与え、類似デザインの存在と相まって取り下げという結果につながった。

- ② デザイン性を追求したために、国内外のデザイン賞を複数回受賞という厳しい応募条件を設定したために、幅広い参加を排除するものとなつた。
- ③ 国際商標登録との関係で秘匿性を重視しすぎた結果、説明や情報発信が絶対的に不足することとなった。策定プロセスが透明であることがエンブレムへの愛着を生んでいくという認識が不足していた。
- ④ デザインに関する専門的な知識の必要性と国際商標登録のための秘匿性から、策定業務のほとんどが特定の人間にゆだねられていたために、組織委員会として情報共有されず、多様な視点からの議論や組織間の相互チェックも有効に機能していなかった。
- ⑤ 「審査委員の代表（報告書中の表記のまま）」である永井一正氏の意向を受け、権担当局長の判断により、8名のデザイナーに対して「審査委員代表（報告書中の表記のまま）」である永井一正氏と組織委員会クリエイティブ・ディレクターである高崎卓馬氏の名前で参加要請文書が送付されていたことが明らかになった。
- ⑥ 入選した3名は、事前参加要請を行った8名に含まれていた。
- ⑦ 参加要請と審査結果の関係については、調査を継続する必要があり、外部有識者による調査が必要と考えている。
- ⑧ 国民に説明が遅れたのは、ベルギーでIOCが訴訟提起されたためであったが、もう少し丁寧に組織委員会の考え方を説明する機会を設けるべきだった。

さらに、武藤事務総長から、エンブレムの説明に関する記者会見において担当局長が著作権者の承諾を得ていない写真を使用するといったようなことがあり、組織委員会として不適切な事務の執行があったとし、エンブレム策定にかかる組織委員会としての業務・運営上の責任（管理・監督が十分でなかつたこ

と）に対する対応が示された。それぞれ、事務総長について報酬月額の20%について2ヶ月分の自主返納、布村副事務総長について報酬月額の10%について1ヶ月分の自主返納、槙担当局長は写真の記者会見における写真の無断使用に関して戒告処分とのことであった。

その後の質疑応答では、公募要項の発表が2014年9月12日であったのに対して、要請文書は9月9日に発送されていたこと、発送された8名はすべて国内のデザイナーであったこと（共同通信からの質問に対する応答）が新たに示されたが、報告内容に直接関係のない質問が読売新聞の記者から会長になされ、これに対する応答の後、会見時間終了が告げられ質疑が終了された。

(7) 外部有識者による調査³

2015年10月9日に、外部有識者による調査チームの第1回会合が開かれ、調査委員会が鵜川正樹公認会計士（青山学院大学特任教授）、森本哲也弁護士（元東京地検検事）、山本浩法政大学スポーツ健康学部教授（新エンブレム選考委員⁴）、和田衛弁護士（元東京地検検事）で構成されることが明らかになった。

2015年12月18日、旧エンブレム選考過程に関する調査報告の記者会見が行われ、旧エンブレム選考に関する調査報告書が配布された⁵。報告書の概要は

3 調査報告書には、客観的に明らかになった点だけでなく調査チームの主觀（感想）も混在しており、また、調査チームの調査報告に加えて組織委員会の所見が加わる等、本報告書はいわゆる外部調査報告書と呼べる体裁のものではない。実際、本報告書の調査担当者は有識者とは表記されているが、第三者という文言を使用されていない。報告書の構造及び特徴については別項で分析及び評価する。

4 旧エンブレム選考委員であった平野氏の質問に対する組織委員会からの返答によれば、組織委員会は、その職員でない山本教授をエンブレム委員会の委員ではあるが「外部」の有識者と捉えている。<http://hiranokeiko.tokyo/?eid=39> 参照（2016年11月20日閲覧）。

5 調査報告書の内容は、

http://www.idea-mag.com/column/2020_tokyo_olympic_emblem_001/ で、当日の質疑応答については、<http://www.sankei.com/affairs/print/151218/afr1512180040-c.html>、<http://www.>

以下の通りである。

① 報告書の位置づけ

報告書は、9月28日の第8回組織委員会理事会で提出された報告書の検証過程で明らかになりながら適切な検証が行えなかつた、「一部のデザイナー8名に参加要請文書を公募前に送付した事実」に関する調査チームによる調査結果に組織委員会の考察を加えたものであると説明されている。

② 検証方法

調査は、組織委員会が保管している資料及び関係者から任意に提出された資料の分析、関係者（参加要請文を事前送付されたデザイナーを含む）のヒアリングによって行われた。

③ 調査範囲

参加要請文書の事前送付から入選作品の決定までの経緯について調査の対象範囲とされ、具体的には、1) 8名のデザイナーに対する参加要請文書の発出、2) 参加要請と優遇措置の有無、3) 参加要請と当選作品決定への影響が検証項目とされた。

④ 公募・審査の経緯

9月9日に8名のデザイナーに参加要請文書を送付意向、エンブレム発表までの概略が時系列で示された。

⑤ 参加要請文書発出に至る経緯

大会エンブレム選定の責任者である組織委員会マーケティング局の楳英俊局長（以下、マーケティング局長という。）は、公募公表数ヶ月前から、エンブレムの選定方法について、永井一正審査委員代表（以下、審査委員代表という。）の指導を仰いでいた。審査委員代表は、指名コンペティションによって大会エンブレムを選定すべきであるとの意見を

sankei.com/sports/print/151218/spo1512180022-c.html（ともに産経新聞のニュースサイト）で閲覧可能（2016年11月20日閲覧）。

強く持っていた。他方、国際オリンピック委員会は、長野オリンピックと同じくデザイン会社への発注が望ましい旨の意見を述べていた。マーケティング局長は、開かれた公募方式が適切であると考え、審査委員代表や高崎卓馬組織委員会クリエイティブ・ディレクター（以下、クリエイティブ・ディレクターという。）との協議を経て、応募資格を一定の実績を有するデザイナーに限定した条件付き公募によることを決定した。審査委員代表は、応募資格を限定しても、有資格者は多く、大勢が参加することが可能であるため、指名されて仕事をすることが通常である日本を代表するデザイナーは参加を控える可能性があると考えていた。これを受け、マーケティング局長は、審査委員代表及びクリエイティブ・ディレクターと協議の上、審査委員代表が選定した6名とクリエイティブ・ディレクターが選定した2名にエンブレム選定コンペティションへの参加を強く要請する文書を送付することを決め、応募要項公開の3日前に、自己の業務を手伝っていた者（以下、補助者という。）に同文書を送付させた。この事実は、応募要項に記載されておらず、組織委員会の広報でも一切公表されなかった。

⑥ 上記経緯に対する調査チームの意見

参加要請文書の送付は、「審査委員代表の熱い思いから出たものであり、その経緯には汲むべき事情がある。」しかし、このような事実が後に知られた場合には、「大会エンブレム選定に当たり何らかの情実が働いていたのではないか、参加要請文書を受け取ったデザイナーには優遇措置が与えられたのではないかといった疑惑を招くおそれが極めて高い行為であった、公正性や透明性が要求される大会エンブレムの選定手続としては不適切であった。」

⑦ 参加要請と優遇措置の有無

11月17日及び18日に行われた審査に先立ち、マーケティング局長及びクリエイティブ・ディレクター、審査委員代表が協議し、その際、

審査委員代表から、参加要請した 8 名全員を自動的に二次審査に進めるよう要望されていた。11 月 5 日、マーケティング局長は、補助者に指示して、審査委員全員に審査方法の説明書類を含むメールを送信した。同説明書類には、赤字で「組織委員会では、最低限の応募者数を・確保するため・応募作品のクオリティを上げるため、上記 2 点の理由から、8 名の方に参加要請をいたしました。これらの方々の作品に関して、2 次審査へ残っていない場合は、翌日の審査へ進むべきか議論します。」と記載されていた。その後間もなくして、審査委員代表から補助者に、参加要請対象者 8 名の作品について、2 日目の審査に残したい、審査委員ごとに色分けされたプラスチック製の札を作品の脇に置く方法へ変更したい旨のメールが送信された。補助者はマーケティング局長及びクリエイティブ・ディレクターと協議した上、11 月 10 日、審査委員代表に対して、参加要請対象者の作品に対する扱いの要望に対しては何らかの対応をする予定であり、投票方法については変更する旨回答した。その後、審査当日に、変更された審査方法の説明書が配布された。

応募作品の制作者情報は極秘事項とされ、マーケティング局長及び補助者のみが把握していたが、11 月 13 日、補助者からクリエイティブ・ディレクターに対して、同情報を示した一覧表が送られた。

審査初日、「参加要請対象者の存在やその取扱いについては、前記修正後の説明資料が各審査委員に配布されたのみで、口頭による説明は一切行われなかった。⁶」「審査当時、参加要請対象者の存在すら認識していなかった審査委員が複数存在することが判明した。⁷」

審査委員の一人であるクリエイティブ・ディレクターが参加要請対象者の作品を知っていたことにより、クリエイティブ・ディレクターはす

6 報告書の記載をそのまま括弧で示した。この記載からは、修正後の説明資料に参加要請対象者の存在やその取扱いが記載されていたかは必ずしも明らかではない。

7 このような記載では、「審査当時」が厳密にはいつなのか、「複数」とは何人なのか、審査委員代表以外に存在を知っていた者がいるのか、については不明なままである。

でに 2 票を超える票を得ていた 1 作品を除く 7 つの参加要請対象者の作品に投票した。さらに、参加要請対象者の作品中、2 票に満たない作品に対して、審査委員代表にその旨伝え、投票させた。

⑧ 上記調査内容に対する調査チームの意見

「前記のような優遇措置を講じようとしたこと自体、不適切である。」「参加要請の事実やその取扱いについて、審査委員代表とクリエイティブ・ディレクターを除く審査委員 6 名に対し、十分な説明を行わなかつた点も不適切」である。応募作品についての制作者情報を審査委員でもあるクリエイティブ・ディレクターが把握していたことは、「審査の公正性に対する重大な疑義を生じさせるものであり、極めて不適切である。」「マーケティング局長やクリエイティブ・ディレクターが、投票状況を踏まえて、参加要請対象者の 2 作品についてのみ、秘密裏に審査委員代表に耳打ちして、追加で投票させた行為は、いわば隠れシードを行つたものであり、明らかな不正である。」

⑨ 参加要請と当選作品決定への影響⁸

「審査委員代表の前記行為により 2 作品が通過しているが、審査委員代表はすべての票行使しておらず、20 票中 12 票行使したにとどまるところからすれば、審査委員代表の行為で、他の作品の 1 次審査通過が妨げられたという関係にはない。」「クリエイティブ・ディレクターは、20 票すべて行使しており、(この) 行為のために 2 票に及ばず、1 次審査を通過しなかった作品が存した可能性は、当然に残る。」「ただし、1 票しか得られなかつた作品のうち 4 作品については、その 1 票を投じた審査委員が 2 次審査に残したい旨の意見を述べ、審査委員全員の協議を経て、過半数の賛成により、2 次審査に進んでいる。これは、マーケティング局長やクリエイティブ・ディレクターによる前記不正行為とは無関係の正常かつ正当な審査手続である。」続く、2 次審査により、37

⁸ 本部分は、調査チームによる調査結果ではなく、調査チームによる評価に該当する。

作品中 14 作品が残り⁹、その中に、審査委員代表が追加で票を投じて 1 次審査を通過した作品は残らなかった。

審査委員各自が 1 作品を無記名で選択する方法により、投票が 4 作品に集中し、前日の審査を通過した 14 作品から絞られた。その後 4 作品のいずれを当選作品とするか審査委員により議論が交わされ、佐野氏の作品の優位性を主張する 4 名の審査委員¹⁰の意見に他の審査委員が同調し、全員一致で最終決定となった¹¹。

1 次審査における不正は、審査委員代表及びクリエイティブ・ディレクター以外の審査委員が関与していないため、その後の審査に影響を及ぼした事実はなく、最終結果に影響を与えたと認められない。したがって、『佐野氏作品を当選作品とすることが予め決まっていた出来レースであった。』という批判は当たらない。』「なお、審査委員代表は、佐野氏を参加要請対象者に選んだのは、佐野氏は、日本のグラフィックデザイン界において最高の栄誉の一つとされる亀倉雄策賞の直近の受賞者であり、日本で最も力のある若手デザイナーの一人であると考えたためである旨述べており、日本で最も力のある若手デザイナーの一人であると考えたためである旨述べており、そのこと自体に不合理な点は見当たらない。¹²」「各参加要請対象者は、……参加要請文書を受け取ったこと以外は、その他の応募者と全く同一の手続を経て、作品を提出している。」

9 14 作品の投票内訳は、6 票 2 作品、5 票 3 作品、4 票 0 作品、3 票 8 作品、2 票 1 作品。

10 この 4 名に審査委員代表及びクリエイティブ・ディレクターが入っているかどうかは明らかにされていない。

11 なお、佐野氏の作品は、1 次審査、2 次審査、最終投票のすべての審査過程を通じて、得票数が最多であったとのことである。

12 佐野氏が選出された亀倉雄策賞の審査はエンブレム審査の翌月に行われており、参加要請時にはまだ受賞は決まっていなかった点から、審査委員代表の発言及び行動を「不合理な点は見当たらない」と言うことはできないが、調査チームはこれに気づかなかつたようである。なお、この点の指摘については、平野氏のブログを参照した(<http://hiranokeiko.tokyo/?eid=51>)。

「審査委員の中には、参加要請文書発出以降、審査日までの間に、大会エンブレムとは全く無関係の業務に関連して、参加要請対象者と接触した事実が認められる者が存在するが、大会エンブレム選定に関して、不適切なやり取りがあったと認めるに足りる証拠は一切存在しなかった。」

⑩ 調査範囲外の事項¹³

佐野氏作品について、商標登録上の問題やIOCの承認を得られなかった場合の対応方針を明確に決めないまま、「クリエイティブ・ディレクターが、『問題が生じたときは、審査委員に説明に回る。』旨発言して、審査委員会が閉会となった。」その後、修正過程は、クリエイティブ・ディレクターを除く審査委員に一切報告されず、2015年4月下旬以降IOCから承認が得られる見込みが立ってから報告された。

「組織委員会が、……審査委員会の責任と権限を明確にしていなかったことは、不適切であった」。マーケティング局長は、審査委員会の権限は大会エンブレム候補の選定で完結するものであるという理解で行動していたが、審査委員会はあくまで諮問機関であるという一般論もあり得るため、マーケティング局長の進め方も一概に不合理とは言えない。他方、最終決定権限が審査委員会にあるという考え方もあるが、その場合に必要な、1)「修正して対応すべきかどうか」については意見の一致を見ていたが、2)「修正で対応するとしても、どの程度の修正を許容するか」、3)「第二位作品の繰り上げ、もしくは他の作品の採用に切り替えるのか」、については何も決めていなかった。このように、「審査委員会の責任と権限を、明確かつ緻密に定めていなかった」という点に問題があったというほかない。」

応募要項には、8作品を入選作品（賞金10万円）とする旨記載していたが、これら8作品の選定を行っていない。「応募者にとっては、

13 自ら調査範囲を限定しておきながら、範囲外の事項に言及している。報告書におけるこの部分の位置づけは明らかではない。

……入賞を果たしたという事実は、輝かしい実績になったはずである。応募者は、それぞれが日常業務で多忙な中、多くの時間と情熱を注いでそれぞれの作品を制作したものと容易に想像できるところ、応募要項で前記のとおり公表したにもかかわらず、8名程度の入選作品を決める手続すら全く行わなかった…（こと）は、応募者の期待を大きく裏切り、その労力に対する配慮を著しく欠くものであり、不誠実というほかない。」

「マーケティング局長及びクリエイティブ・ディレクターが2020年東京大会を成功させたいという熱い思いを胸に秘め、並々ならぬ努力をしていた事実は否定できないが、オリンピック・パラリンピックが国民的事業であり、公正さや透明性といった観点が極めて強く要請される公的なイベントであるとの認識が両名に不足しており、自らがこれまで手がけてきた商業的プロジェクトとの性質の違いを十分に理解しないまま一連の作業を進めたことが、様々な憶測を呼び、組織委員会の運営姿勢や大会エンブレム選定手続への国民的非難を招く結果になったと解される。」

「マーケティング局長らが手続の公正さや透明性の重要性を十分に理解していなかったという問題点が認められたが、これは、重大な公益事業を担う組織委員会において、ありとあらゆる場面において公正かつ適正に物事を進めなければならないという根本的な精神を職員間に周知徹底できていなかった結果ともいえるのであって、組織委員会のガバナンスの運用上の問題として真摯に反省すべき事項であると考える。」

⑪ 結び

聞き取りで、手続の公正さを軽視し、コンプライアンスに目をつぶる、「結果第一主義」にどっぷり浸かった仕事の進め方が明らかになつた。最大の瑕疵は、「専門家集団の発想で物事を進め、…『国民』の存在を蔑ろにしてしまったところにある。」新エンブレム選定では、「多く

の人が『私たちの大会エンブレム』と胸を張れる作品を公正に選ぶことが求められている。」

⑫ 組織委員会所見

4人の有識者による詳細な調査によって、参加要請を事前送付した事実と審査過程について、参加要請の経緯及び1次審査において「不適正な対応」があったことが明らかになった。選定過程において「不適正な対応がなされたことは、非常に遺憾である。」「調査チームの指摘のように、これが最終決定に影響を及ぼすものでなかったとしても、エンブレム審査全般に対しての信頼を揺るがせかねないものであった。」「この調査結果を謙虚に受け止めて」1) オープンで透明性の高い意思決定プロセスを確保するための会議体（総長・副総長・全局長参加）による重要事項の合議決定、2) コンプライアンス強化のため内部統制強化による牽制機能確保、3) SNS等による広聴機能強化、4) 積極的な情報発信という「組織委員会のガバナンス改革を……実行していく。」新エンブレム選考では、「透明性」と「国民の参画」を重視し、以下の点に取り組む。1) 参加資格を制限しない、2) 多様な価値観・視点での議論や選考を可能とした様々な分野の委員による審査、3) エンブレム委員会の議論で決定した応募要項及び選考プロセスの採用、4) 審査の公平性及び透明性確保のために委員会開催ごとに記者会見を開催、ホームページによる周知等の情報発信、審査過程の公開、5) 最終候補作品について、組織委員会ホームページで意見を公募すること等を検討。

3. 審査委員会委員であった平野敬子氏による審査状況（内情）等の情報提供

(1) 平野氏が情報提供を始めた理由

審査委員会委員の一人であった平野敬子氏が、組織委員会が審査委員の集合写真を無断でマスコミへ提供する等しながら、同氏からの審査に関する調査協力の申し出に関しては反応がないとして、審査委員としての責任を果たすため

に、2015年10月10日から、自身のブログを通じて、審査状況について説明を始めた¹⁴。本章では、組織委員会が公表しなかった、もしくは公表はされたが矛盾を含む内容について解明する手がかりとして紹介する¹⁵。

(2) 短い応募期間¹⁶

応募期間は、2014年9月12日から同年11月11日までの約2ヶ月間であり、具体的な応募要項はエントリー（登録）後でなければ受け取ることができなかつたため、実質的な制作期間は約1ヶ月半であった。このような応募期間の短さについて審査委員の依頼を受けた後の最初の打合せで組織委員会に質問したところ、国際商標取得の調査手続に必要な期間から逆算した結果そうなつたとの回答が得られたことが示されている。なお、平野氏への審査委員就任打診が9月1日であり、2日後の9月3日に最初の打合せがあったことも示されている。

(3) 「展開」、「展開性」、「展開力」と審査基準の不整合性¹⁷

審査委員就任打診のメールに添付されていた「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会シンボルマーク／エンブレム専攻について」という書類に「展開性」という文言があり、平野氏はその言葉をそこではじめて知ったと述べている。そして、「展開性」や「展開力」という用語はネット上に公開されている広告代理店の報告書類に記載されているように広告業界用語としては一般的に使用されているが、デザイナーである平野氏には聞き慣れない用語であった。平野氏は、審査委員就任後はじめての打合せにおいて、「今回のエン

14 <http://hiranokeiko.tokyo/?eid=1> 参照（2016年11月20日閲覧）。

15 本稿は、旧エンブレム審査に関する客観的状況をできる限り明らかにすることを目的としている。そのため、平野氏のブログの内容に関しても、審査状況の客観的な状況に関する記述及び平野氏による客観的分析が行われている点を中心紹介する。

16 <http://hiranokeiko.tokyo/?eid=2>, <http://hiranokeiko.tokyo/?eid=5> 参照（2016年11月20日閲覧）。

17 <http://hiranokeiko.tokyo/?eid=5> 参照（2016年11月20日閲覧）。

プレム審査では展開力という視点が重要だと考えています」との説明を受け、また、審査初日に行われた審査方法説明時にも、審査委員を兼任する高崎氏より、「審査では展開力を評価してください」との説明を聞いており、旧エンブレム審査では「展開力」という語が頻繁に使用され、評価基準の上位概念であることが審査委員全員の共通認識事項になったと述べられている¹⁸。

このように、組織委員会がこだわり、その意識を審査委員全員に浸透させた「展開力」という語について、応募要項である「TOKYO2020 大会エンブレムデザイン制作諸条件 〈一般の部〉」には記述がなく、関連する事項であろう「大会デザイン展開アイデア」というものが【自由提出】と表記されており、提出してもしなくても良いという扱いになっていたことが不自然であると平野氏は指摘している。

(4) 隠されていた招待作家の存在

平野氏は、2015年9月28日に行われた組織委員会の記者会見で初めて8名のデザイナーにコンペへの参加要請文書が送付されていた事実を知ったとのことである。平野氏は、招待作家制度それ自体は合法的な方法論であるとし、なぜ公表しなかったのかについて疑問を持たれている。

(5) 旧エンブレム修正案承諾拒否の経緯と理由¹⁹

平野氏は、2015年8月28日、組織委員会による記者会見に言及し、平野氏

18 これに対して、平野氏自身は、はじめての打合せ時に、「審査の視点として第一義であるべきなのはエンブレムの造形性であって、具体的な展開は二の次ではないでしょうか。展開については、デザイン決定後にチームを組んで計画すれば良いのですから」と意見を述べたとのことである。平野氏は、「オリンピックのエンブレム開発という重要なミッションにおいては、現代における最高峰のイメージとなるシンボルを創出することが目的の主体であるはずなのに、『展開』という従の部分をクローズアップしようとする組織委員会の方針に対し、不自然を感じた」とも述べている。

19 <http://hiranokeiko.tokyo/?eid=13>, <http://hiranokeiko.tokyo/?eid=15> 参照（2016年11月20日閲覧）。

の意思として伝えられた部分について、「組織委員会が創作した文章」だとしている。また、記者会見の 2 日前である 26 日に組織委員会担当者からメールがあり、「マスコミの取材攻勢から平野さんを守るための配慮のため、今までの発表では終始、修正版を審査委員の皆さんに『確認』いただいた、という言葉を使っております。8月 28日の会見でも『確認いただいた』とさせていただければと思います。」と、組織委員会の意向が伝えられたこと、それに対して、自身がエンブレム案の修正を承諾していないこと、「確認いただいた」という言葉を使用すると、委員全員が承諾している印象を与えるため認められないとの返信をメールで送ったことが明らかにされている。

さらに、平野氏が組織委員会と行ったエンブレム修正案に関する打合せについても以下の通り明らかにされている。

エンブレム案選定審査以後組織委員会から一切の連絡がなかったが、2015 年 5 月 13 日、審査委員を兼任する高崎クリエイティブ・ディレクターが平野氏の会社を訪れ、高崎氏と佐野氏で修正したとするエンブレム案の修正案を見せられ、修正に至る経緯の説明と、修正案の承諾をとりつけたい旨が告げられた。これに対して、平野氏は、「選考で選んだデザインとまったく異なるデザインのため、とうていこれを許容することはできない。」、「とくに、パラリンピックエンブレムは原形をとどめておらず、まったく違うものになっている。」と強く異議を申し立て、修正案承諾を拒否した。高崎氏は、商標調査で問題があったとの説明に終始したため、「高崎さんと佐野さんが勝手に修正するのではなく、まず原案に立ち戻り、例えば、グラフィックデザインが専門の審査委員と相談し、修正の内容を検討するという方法もあります。そうはいってもまだ時間がありますし、発表を遅らせれば良いのですから、方法を再検討して下さい。」と意見を述べて打合せを終了した。

また、この打合せ時に、パラリンピックエンブレムのデザインが修正になった理由を聞いており、これについては組織委員会による記者会でも発表されていないが、このことは次の審査の基準にも影響する問題と思われる見過ごすこ

とのできない重要な問題であるとし、「調査によって事実を明らかにし、迅速に対応すべき」と提言している。

2015年7月8日に行われた2回目の打合せでは、平野氏以外の7名が修正案を承諾したとの報告を受け、修正経緯を時系列で詳細に列記した書類に基づき経緯説明を受けたとされる。これに対して、平野氏は、「審査のあと半年間連絡がなく、その間に勝手に修正したエンブレム案を結果報告のみで承諾できるわけがない。……あれは何のための審査だったのか。審査委員を信じてくれた、他103名の出品者に対して申し訳が立たない。……選考で選んだデザインとは似て非なるものであり、コンセプトも後づけである。コンセプトのコピーワークは審査時に見ていない。……特にパラリンピックエンブレムの修正は悪質です。……こんなことを許容することはできません。審査委員としてこんなものを認められるわけがない。発表を遅らせて再検討すべきである。この考えはぜったいに変えません。……オリンピックエンブレムの提出ボードに含まれていたエンブレムの説明図は、タイポグラファーが制作したような専門的な書式に見えたので、本人以外の誰かと組んだのではないのか。そうであるならばルール違反ではないのか。1位案のデザインは、私が認識している作者の個性や作風ではありません。」として承諾を拒否した。高崎氏は、「あれは間違いなく佐野さん1人で制作しました。」と答え、また、「広報発表会の日程はぜったいに変えられないで、修正案で発表させていただきたい。」と、このことがすでに組織委員会の決定事項であることが伝えられた。

(6) 審査委員長の存否

平野氏は、エンブレム問題発生以降の記者会見の場における永井一正氏の肩書きについて重要な指摘をしている。平野氏は、永井氏が「審査委員代表」という肩書きで発言しているが、永井氏がそのような役職であったことを記者会見で初めて知ったとしている。審査依頼時の最初の打合せでは、「審査委員全員が並列の立場であるように、五輪エンブレム審査では審査委員長などの特別

職は設けないとの組織委員会の意向説明を記憶していますので、打ち合わせの内容と矛盾する、認知外のこととして浮上した『審査委員代表』という役職名に違和感を感じたのです。』と述べている。

さらに、2015年9月1日に行われた組織委員会の記者会見の前日である8月31日に、初めてエンブレム1位案の取り下げについての意思確認メールが組織委員会からあったことが明らかにされており、また、その記者会見時において、武藤事務総長が永井氏を「永井審査委員長」と発言していた点に触れ、「組織委員会にとっての永井さんの役職は、審査委員ではなく、審査委員代表でもなく、審査委員長だったということなのでしょう。」と述べている²⁰。

(7) 秘密保持誓約書の要求²¹

エンブレム審査直前の2014年11月11日の深夜に組織委員会担当者から、審査時映像及び写真の記録、ならびに秘密保持誓約書へのサインのお願いのメールが届いたことが明らかにされている。メールの概要は、「…審査員は一切の非公知の情報（審査情報）を、審査の期間中及び本審査の終了後においても永久に秘密として保持し、第三者に開示してはならず、新聞、雑誌、テレビ、インターネット等のメディアを通じて公表してはならず、審査終了後に組織委員会が求めた場合、審査情報の記録等の一切を、指示に従い返却かデータ抹消しなければならず、審査員による本契約に違反して審査情報を第三者に開示または公表した場合、審査員による本誓約の違反によって組織委員会に損害が生じた場合には、当該審査員は組織委員会に対してかかる損害についての賠償責任を負う場合がある…」とされている。平野氏は、①秘密保持対象に

20 この指摘は、非常に重要なものである。筆者自身も本稿(1)執筆時には、永井氏を審査委員長と記しているが、このことは、2015年9月1日の記者会見時の武藤事務総長の発言に起因している。改めてすべての会見、資料を見直すと、この9月1日の武藤事務総長発言以外は永井氏の肩書きを「委員代表」としている。「委員長」と「代表」では文字が異なる以上、権限も異なってくると思われるが、そもそも「代表」であつたとしても、その権限内容は不明である。

21 <http://hiranokeiko.tokyo/?eid=21> 参照（2016年11月20日閲覧）。

「本審査における審査経緯及び審査基準」が含まれている点、②秘密保持対象が「組織委員会の意向に従って公表された場合を除き」とされている「組織委員会の意向」が何を意味するかが不明である点、③秘密とされた情報を「永久に」秘密として保持するとされている点から、審査委員としての説明責任を果たす場面で行動を規制されないよう、サインを拒否したとしている。

また、通常の秘密保持誓約書の締結は、「審査前の情報漏洩に抑止力を効かせる」ため審査委員就任前に行われるのに対して、本審査では、審査委員就任後に行われており、審査前の情報提供は問題ないが、審査以降は一切口外できなくなるという理解不能なルールであることも指摘している。

(8) 最終審議の状況²²

最終段階で4作品に絞られた後、早い段階で3作品に絞られたが、その後の議論では審査委員の意見が平行線のままで収集がつかず、「最終的には、2位案、3位案を評価していた審査委員3名が折れるかたちで1位案に同意し、全員の総意として1位案に決定し」たことが明らかにされている。また、最終審査には当初、オブザーバーとして、オリンピアン1名、パラリンピアン1名を加える予定だったが、急な予定が入ったことにより2名とも欠席となったことも明らかにされている。

(9) 組織委員会による調査への対応²³

平野氏は、2015年11月30日に組織委員会の調査依頼を辞退したとして、辞退に至る経緯及び、辞退の理由を以下のように述べている。

2015年10月29日、組織委員会総務局のリスクマネジメント部に所属する者から、聞き取り調査への協力依頼のメールを受け取り、同日に調査を受ける意向を返信した。その後、組織委員会の調査に強制力がないとのインターネッ

22 <http://hiranokeiko.tokyo/?eid=27> 参照（2016年11月20日閲覧）。

23 <http://hiranokeiko.tokyo/?eid=36> 参照（2016年11月20日閲覧）。

トニュース（日刊スポーツ電子版 10 月 29 日）の記事を読み、調査を担当する外部有識者に新エンブレム選考委員が含まれていることを知り、調査への協力依頼時に、調査方針や調査内容、外部有識者の氏名等の必要な情報が示されてされていなかったことに気づいた。そのため、11 月 1 日、改めて正式な依頼書を書面で送るように伝え、それまで調査依頼受諾をいったん白紙に戻したい旨を伝えた。組織委員会からのメールに「今回の調査によって組織委員会に対する不信感の払拭に力を尽くしたいと考えております。」とあったことから、組織委員会が主導する調査目的や方法を確認しようとしたが、調査目的を理解できなかつたため、最終的に調査結果に対する責任を負うことができないため、辞退することを決めた。11 月 30 日に組織委員会に送信されたメールには辞退の意思とともに以下の 6 つの辞退理由が挙げられている²⁴。

- ① 「調査が任意という前提であり、なおかつ、匿名で受けなければならぬこと。」
- ② 「上位 14 作品の画像情報を見せていただけないこと。」
- ③ 「審査時のビデオを見せていただけないこと。」
- ④ 「発言内容を記名で記録していただけないこと。」
- ⑤ 「調査報告書の中で私に特別に関係する箇所についてはお伝えいただけるそうですが、調査報告書は基本的に確認できず、一部を発表前に確認できたとして、仮に、私の話した内容と異なる内容が記載された場合でも、修正を行わないことがあることが前提であること。」
- ⑥ 「調査担当者は『外部有識者』であると公言なさっていますが、『エンブレム選考委員』も入っており、『エンブレム選考委員』は『外部有識者』の定義の範囲外であると考えること。」

辞退までの経緯を時系列で詳細に示した平野氏のブログの中では、たとえば、平野氏による旧エンブレム選考時の応募作品の閲覧要求をかたくなに拒否する組織委員会の姿勢が判明し、組織委員会は客観的な資料の分析を回避した

24 <http://hiranokeiko.tokyo/?eid=41> 参照（2016 年 11 月 20 日閲覧）。

いのではないか、との印象を与えるものとなっている²⁵。この点について、平野氏は、「調べられると困るというスタンスであると解釈できます。」と述べている²⁶。

(10) 調査報告書に反映されなかった 25 の質問事項²⁷

平野氏は、調査への参加要請の連絡を受けたのち、調査時の質問事項を書面で受け取っていた。そこには、25 の質問事項が記されていたが、2015 年 12 月 18 日に公表された調査報告書に、これら 25 の質問事項が反映されている箇所が見受けられなかったとしている。

(11) 調査報告書の問題点²⁸

平野氏は、12 月 18 日に組織委員会によって公表された旧エンブレム選考に関する調査報告書を次のように評価している。調査範囲が「参加要請文書の事前送付から入選作品の決定までの経緯について」という範囲に限定され、永井一正、高崎卓馬、槙英俊の 3 氏による不正行為という事実の 1 点にのみ調査目的が絞られ、その結果、不正は 1 次審査限りであり結論に影響を与えたとは認められないとされ、「2 次審査以降の審査においては正常かつ正当な審査手続きが行われたと公言し、外部有識者による客観的な調査によって審査の公正性が結論づけられたという既成事実が作り上げられ」た。

「最終審議の冒頭から高崎氏が 1 位案を強く推す発言を行っており、そのことが議論や審査結果に影響を与えたかったとは言いきれないと思います。今回の調査によって、高崎氏が制作者名を知っていたという、明らかなる不正の事実が認定されたわけですので、この審議のときに高崎氏は 1 位案の作者を知つ

25 <http://hiranokeiko.tokyo/?eid=39> 参照（2016 年 11 月 20 日閲覧）。

26 同上。

27 <http://hiranokeiko.tokyo/?eid=50> 参照（2016 年 11 月 20 日閲覧）。25 の質問項目とそれに対する平野氏の回答（組織委員会には未提出）も閲覧することができる。

28 <http://hiranokeiko.tokyo/?eid=45> 参照（2016 年 11 月 20 日閲覧）。

ていて投票し、なおかつ1位案を強く推していたということは、最終審査は公正ではなかったということが決定づけられたことになるのではないでしょうか。どんな理屈を並べようと、秘匿で行うべき審査でありながら、コンペを司る立場でもあった組織委員会のクリエイティブ・ディレクターであり審査委員でもあった人物が、制作者を知りながら審議を進めたという不正行為が、結果として審査に影響を及ぼしたという事実の前で、「不正はあったが審査に影響なし」という開き直りともいえる調査報告書のスタンスは、審査に立ち会った者として、とうてい許容できることではありません。」とも述べている。

平野氏は、その後のブログにおいて、以下のような、より具体的な13の疑問点を列挙している²⁹。

- ① 「なぜ調査範囲と調査事項を、招待作家に関連する不正審査の新事実のみに限定するのでしょうか。」
- ② 「2014年12月17日～2015年4月7日の4ヶ月の間に行われた修正の経緯、『いつ、誰に対して、何回修正を行ったのか』については、公募・審査の経緯の中の重要事項であるにもかかわらず、なぜ記述されないのでしょうか。」
- ③ 招待作家のことを、高崎氏及び永井氏以外の審査委員と出品者に知らせず、公表もしなかったのはなぜか。また、参加要請文書が送られたのが応募要項公開の3日前だったのはなぜで、そこに「ご内密に」と記載されていたのはなぜか。
- ④ 「8名の審査委員のうちの2名が不正投票を行っていた事実が認定されたにもかかわらず、なぜ『出来レースであったという批判にはあたらない』との結論が導けるのか、何をもって『これがその後の審査に影響を及ぼした事実はなく、』と断言するのか、『影響を及ぼした事実はない』との根拠は何なのでしょうか。」
- ⑤ 出品作品の制作者を知っていたと認定された高崎氏が審査時に1位案を

29 <http://hiranokeiko.tokyo/?eid=51> 参照（2016年11月20日閲覧）。

推す発言をした場面の記録映像は確認したのか。

- ⑥ 亀倉雄策賞の審査は2014年12月に行われており、招待作家要請は2014年9月であることから、佐野氏に要請した理由が亀倉雄策賞の直近受賞者であるからというのは事実と矛盾するのではないか。
- ⑦ 「『参加要請対象者と接触した事実が認められる者が存在するが、……不適切なやり取りがあったと認めるに足りる証拠は一切存在しなかった。』との根拠とは何なのでしょうか。ここで言うところの根拠とは、任意調査による自己申告の聞き取りのことでしょうか。」
- ⑧ 「『クリエイティブ・ディレクターは、検討すべき次点の作品を決めたい旨申し出た。』、『問題が生じたときは、審査委員に説明に回る。』と言つたとされますが、このふたつの発言についての記憶がありません。これら審査直後の高崎氏と審査委員の会話の多くは、私の記憶にない、もしくは内容が食い違っています。この会話は映像を確認した結果の記述内容なのでしょうか。」
- ⑨ 「『小さな不公平を隠れて実行した』の『小さな不公平』とは、具体的にどういう行為のことでしょうか。」
- ⑩ 「今回の外部有識者の調査によって、組織委員会に属していた人々が組織委員会の人間として行った不正行為が認定されましたが、なぜ当事者でありながら、『組織委員会には全くそぐわない。』と、他人事のような書き方になるのでしょうか。」
- ⑪ 「『専門家集団の発想で物事を進め、「オールジャパン」に最も大切な層である「国民」の存在を蔑ろにしてしまったところにある。』という記述に関して、この『専門家集団の発想』の『専門家集団』とは、いったい誰のことを指し示しているのか、具体的に固有名称をあげて説明していただけないでしょうか。不正行為を行っていない審査委員たちの名誉のために、この記述の意図と意味を説明していただかなければなりません。」

- ⑫ 「1次審査において不適切な対応があったことが明らかになった」という部分の「不適切な対応」とは、不正審査を行った事実のことか。
- ⑬ 「外部有識者による調査チームが、『最終選定に影響を及ぼすものではなかった』と結論づけていますが、『影響を及ぼさなかった』との結論は、何の根拠によって導かれたのでしょうか。」

(12) 組織委員会による修正案への対応の経緯

2015年7月8日の修正案許諾要請の二度目の打合せ時に、平野氏が高崎氏による受け取った書類の全文が公開されている³⁰。そこには、以下のように、旧エンブレムの修正経緯が時系列で詳細に記述されていた。

〔旧エンブレム案の修正経緯の書類より転載〕（表示の書式は原文のまま）

2014年

11/17～18

審査会

11/20

IOC ブラント担当会議 審査会の決定案に大いに賛同

NO.42 オリとパラの類似性が強く難しい

NO.9 世界各国でのマーケティング利用の観点から厳しい

国内商標簡易チェック

11/28

室伏氏・成田氏に報告 決定案に強い同意を得る

森会長・武藤総長その他委員への承認会議

決定案が素晴らしい。商標はこの案の修正にてクリアすること。

30 <http://hiranokeiko.tokyo/?eid=58> 参照（2016年11月20日閲覧）。

オリ・パラの発表はメッセージをもって同時にを行うこと。

12/4

国内商標結果共有

12/8～

権利譲渡契約書締結（上位3名）

12/9～

グローバル商標見解共有

12/17

IPC サイドより、アンバランスなデザインへの危惧共有

12/18

森会長・武藤総長へ現状報告、修正作業開始

12/22

修正第一案アップ

法務見解共有

12/24

修正第二案アップ

法務見解共有（ラインを探る）

12/26

法務との会議

2015年

1/5

修正第三案アップ

1/14

IOC より感触の共有

デザインのストーリーの必要の確認

1/15

対策会議（組織委員会）

1/18

修正第四案アップ

2/5

修正第五案アップ

2/8

修正第六案アップ

2/20

森会長・武藤総長プレゼン（決定に至らず）

3/5

修正第八案アップ

3/17

修正第九案アップ

4/6

映像制作

4/7

森会長・武藤総長プレゼン 決定

4/8

法務会議

4/14

IOC 法務会議

また、永井氏に関して、「組織委員会との特別な関係性が明らかになった今となっては、永井氏が修正プロセスを知らなかつたとすることを、言葉どおりに受け取ることは難しいと考えています。」とする見解を明らかにしている。また、組織委員会の記者会見で永野氏の見解として紹介された「専門家から見るとそういうことだけれども、この場合には一般国民の納得を得るのは難しい

でしょう。」との発言が「デザインの真理」を汚すこととなり、「9月1日は『デザインが殺された日』になりました。」と、今後のデザイン界の再生への問題意識を示している。

(13) 原研哉氏³¹による毎日新聞寄稿文の評価

旧エンブレム選考に関わった組織委員会のマーケティング局長とクリエイティブ・ディレクターが更迭された3日後である2015年10月5日、毎日新聞の夕刊に原研哉氏による五輪エンブレムに関する寄稿文が掲載された³²。原氏は、「特定のデザイナーへの参加要請が不当な行為であったかのように報じられ始めた。」と述べた上で、自らが受け取った参加要請文書にも言及しながら、旧エンブレムのコンペが「前代未聞の開かれたコンペ」であったとの見解を示した。

これに対して、平野氏は、「なぜかいっさい公表されずに秘密裏に隠し通された招待作家という裏のルールが、あたかも正当な方法であったかのように思わせる印象操作の自己弁護が読み取れ」、また、「前代未聞の開かれたコンペ」を裏付ける根拠が示されておらず、実際には、指定された賞を2つ以上受賞していることという応募資格が規定されており、応募資格は特定の領域で活動する者に限られていたと指摘している。

(14) 新エンブレム審査方法の評価³³

2016年4月8日、新エンブレムの最終候補4つが公開された。これについて、平野氏は、①色彩、②基本形状、③造形モチーフ、④コンセプトの点から、A案とそれ以外というように対称的な関係にあり、それぞれにA,B,C,Dと

31 武蔵野美術大学教授、日本グラフィックデザイナー協会（JAGDA）副会長。

32 寄稿文は、原氏のツイッターページで閲覧可能。

https://twitter.com/haraken_tokyo/status/651292270956679168/photo/1 (2016年11月20日閲覧)。

33 <http://hiranokeiko.tokyo/?eid=66> 参照 (2016年11月20日閲覧)。

いう文字が割り振られていることが A 案の選択に有利に働く可能性があり、「比較論として『A 案』が選ばれやすい状況が整っている、つまり『A 案』に特別な優位性が与えられた不平等な発表形式であると受け取りました。」「エンブレム委員のグラフィックデザイナー専門家の中では『A 案』ありきの審査結果だと分析しています。」と述べている³⁴。

(15) 日本グラフィックデザイナー協会公式文書公開までの経緯とその評価

日本グラフィックデザイナー協会（以下、JAGDA という。）は、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会エンブレム第1回設計競技について」と題する文書を作成し、ホームページで公開した³⁵。同文書は、「TOKYO2020 エンブレム第1回設計競技³⁶に関する JAGDA の見解を、6月 25 日の京都における JAGDA 総会で発表し³⁷」たものであり、「JAGDA の代表者が集まる運営委員会と理事会において多くの意見を交わし、合意を形成してきた結論です。意見をまとめていくのは時間のかかる作業でしたが、最終的には全理事、全運営委員が記名に同意した³⁸」ものであるとされる³⁹。同説明には、本文書を JAGDA

34 この記者会見では、宮田委員長（文化庁長官）が、1月の段階で残っていた 64 作品から最終候補 4 点、次点候補 4 点を選び、国際商標調査をクリアしたものとして、「3 月 28 日の委員会で最終候補から 1 点、次点から 2 点、それ以外から 1 点を決定した」ことが明らかにされた。その後、2016 年 4 月 25 日、組織委員会が A 案を大会エンブレムに決定したことを宣言した。なお、民法テレビが組織委員会による正式発表前に選考結果が A 案である旨伝えたことや、最終案 4 つに最終候補 4 点でも次点候補 4 点でもないものが入っていた点について全く説明がなかったことから、新エンブレムの選考の正当性についても疑惑が持たれることとなった。

35 <http://www.jagda.or.jp/pdf/emblem.pdf> (2016 年 11 月 20 日閲覧)。

36 旧エンブレム選考のことを指す。

37 <http://www.jagda.or.jp/information/jagda/2786> 参照 (2016 年 11 月 20 日閲覧)。

38 同上。

39 ただし、厳密には、ホームページで公開されている文書は、JAGDA 総会で公表された文書から、「経緯 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 エンブレム第1回設計競技」とする年表部分と「東京 2020 大会エンブレム一般公募に対する ico-D の異議申し立て」とする国際デザイン協議会による声明文書が除かれたものであることが平野氏によって指摘されている (<http://hiranokeiko.tokyo/?eid=78> 参照)

の公式見解として公表する、との文言はないが、文書の表紙及び本文のはじめのページのどこにも作成者名が表記されることなく、表紙に「公益社団法人日本グラフィックデザイナー協会 JAGDA」と表示されていたり、文書内では「JAGDA」を主語として文章が記載されている等、作成主体（及び責任主体）がJAGDAであると取ることが自然なものに見える。同文書は、①「すべての審査委員に情報が共有されないまま、大会クリエイティブディレクターが審査委員を兼任し、終始審査をリードする組織構造に…基本的问题があった」（同文書4頁）とする点、②旧エンブレム最終選考案に対する修正が「改竄である」と評価した点（同文書6頁）以外は、審査経緯自体について、組織委員会の調査報告を肯定した内容となっている。とりわけ、指名コンペがすぐれた実践方法であるとし、旧エンブレムの公募条件はそれよりも開かれていた点を強調し、組織委員会の調査報告書により、参加要請文書が秘密裏に送付されていた事実についても2次審査以降にまったく影響を与えていなかったとされている点を強調したり（同文書3~4頁）、最終選考案の当初案に關しても第三者のデザインとの類似が指摘されるに至った点を、「剽窃と短絡することはできません。（同文書5頁）」、としつつ、「流用が行われていたとするなら、それを見抜けなかった審査委員もこれを選定した責任は免れません。」と評価する等、組織委員会の最終結論を擁護するものと評価できる内容になっている。同文書の位置づけについて、平野氏が、ホームページ公表までの経緯を明らかにしていくため、この点についても同氏のブログに基づき以下の通り紹介する⁴⁰。

2016年6月25日、JAGDAの総会冒頭、原研哉副会長が、本文書を読み上げ、JAGDAの公式見解とすることへの同意を求めた。その際、会場にいた平野氏の会社に所属する会員1名より「この内容では了解はできない。」との反論があったが、同1名を除く全員賛成とされ、同文書がJAGDAの公式見解文書として承認された。しかし、同文書及び同文書をJAGDAの公式見解とする

(2016年11月20日閲覧))。

40 <http://hiranokeiko.tokyo/?eid=74> 参照 (2016年11月20日閲覧)。

審議事項の存在が総会会員には事前に通知されていなかったことが明らかにされている。同文書は、旧エンブレムの審査に関する JAGDA の見解とされるが、旧エンブレム審査の審査委員を務めた平野氏への調査協力等の事前確認はなされていなかった。前記総会において、平野氏に事前に質問をしなかった理由について質問がなされているが、それに対する総会時の原副会長の返答は、「審査委員は全員、守秘義務を持っており、審査に関していつさい発言しない」という誓約書を出しているために審査委員に聞くことができない」、「個的なブログの発言をいちいち気にしていくと収集（ママ）がつかなくなってしまう」とするものであったとされる⁴¹。この点について、平野氏は、ブログで自身がサインしていないことを述べているが、同ブログでは高崎氏を除く他の審査委員もサインをしていない事実には触れていなかったことを明らかにしている。平野氏の発言からは、原副会長が、どのように守秘義務の存在を知り、平野氏を含めた審査委員がサインをしたという思い込みをどのような経緯で持つに至ったかについて疑問が残る⁴²。その後、2016年7月19日、同文書に関するJAGDA 会員向けの依頼文が JAGDA 会長及び副会長名で届いたことが明らかにされている。なお、依頼文には、総会で示された文書が同封され、総会すでに決議されているとの記載がないまま「この文書は、JAGDA 全理事、全運営委員により、幾度も議論を重ねて、合意に達したものです。みなさまにもいろいろご意見があると思います。周りの方とも協議していただき、ご感想、ご意見などありましたら、事務局までお寄せ頂ければと思います。」とされていた。さらに、2016年8月12日、会員に対してメールにより、JAGDA 事務局長名で『『東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会エンブレム第1回設計競技について』見解文に関するお知らせ』が送信してきたことも明らか

41 平野氏のブログに総会におけるやりとりの詳細が明らかにされている。

<http://hiranokeiko.tokyo/?eid=76> 参照（2016年11月20日閲覧）。

42 というよりも、平野氏以外の審査委員に関する行動は、明らかに平野氏のブログに沿った対応と考えられる。この点については、平野氏自身もブログでそのような可能性があると述べている。

にされている⁴³。同メールでは、見解文の位置づけについて、「この見解文は、エンブレム問題に関する2014－15年度の全理事・全運営委員の見解を総括したものです。総会議長の進行上、第1号議案について、この見解文も含めて一括承認を求めたかのような状況になりましたが、議案として全会員に事前に通知・配布したものではないため、本総会において承認の議決にはなっておりません。誤解を招く進行となりました旨、事務局としてお詫び申し上げます。」とされ、すでに送付されていた依頼文に対する会員からの意見の取扱いについては、「皆様からいただいた内容を理事会・運営委員会で共有させていただきます。」とされていた⁴⁴。

43 <http://hiranokeiko.tokyo/?eid=82> 参照（2016年11月20日閲覧）。

44 その後、JAGDAへの意見提出期限である9月30日に、平野氏からJAGDA事務局に対して、平野氏の会社の顧問弁護士による見解に平野氏が同意するという形式で意見及び要望を記載した書面を送付し、11月9日にJAGDAからの回答を受け取ったことが明らかにされている（<http://hiranokeiko.tokyo/?eid=84,86> 参照（2016年11月20日閲覧））。なお、この11月9日のJAGDA事務局長の回答によれば、見解文とされるものは、JAGDAの組織見解であるとのことである。